

税

**1035532**  
**筑波銀行窓口で  
 一部の納付書による  
 納付がでなくなります**

4月から、筑波銀行窓口で、QRコードが付されていない納付書による納付ができなくなります。口座振替による納付は引き続き利用できますので、便利な口座振替をご利用ください。

▼その他 詳しくは、出納室 ☎(632) 2777へ。

**1003629**  
**公的年金からの  
 市民税・県民税の特別徴収**

65歳以上の人で公的年金収入に市民税・県民税が課税される場合は、年6回に分けて、年金支払額から税額を引き落とし(特別徴収)します。

▼4～8月は仮徴収 令和5年度の公的年金に関する年税額の2分の1の額を3回に分けて、4・6・8月支給の年金から引き落としします。

▼10月～令和7年2月は本徴収 公的年金に関する税額から仮徴収税額を差し引いた残りの額を3回に分けて、10・12月・令和7年2月支給の年金から引き落としします。

▼令和6年度から新規対象となる人 令和5年4月2日～令和6年4月1日に65歳になった人は、10月から引き落としします(6・8月は納付書または口座振替で納めていただきます)。

**1003638**  
**固定資産税・都市計画税の  
 納税通知書を発送**

納税通知書と一緒に発送した課税資産明細書には、課税している固定資産税・都市計画税の内容を記載しています。なお、第1期の納期限は4月30日です。

**固定資産税の縦覧**

▼期間 4月30日までの月々金曜日、午前8時30分～午後7時。

▼場所 資産税課(市役所2階)。

▼内容 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿の閲覧。

▼対象 市内の土地や家屋に対して固定資産税が課税される人。

▼持ち物 マイナンバーカード・運転免許証など本人確認ができる書類。代理人や法人は委任状(法人は法人登録印を押印)。

▼その他 自己の資産が記載された固定資産課税台帳は、縦覧期間中に限り無料で閲覧できます。ただし、複写代は1枚10円。

ホームページから  
**市税などの口座振替申込が  
 できるようになります** **1033542**

▼申し込みができるもの ①市民税・県民税(普通徴収)②固定資産税・都市計画税(土地・家屋)③固定資産税(償却資産)④軽自動車税(種別割)⑤国民健康保険税⑥後期高齢者医療保険料⑦介護保険料⑧保育料(利用者負担額)⑨母子父子寡婦福祉資金償還金⑩墓園共用施設管理手数料⑪市営住宅使用料⑫市営住宅専用駐車場使用料⑬奨学金返還金⑭上下水道料金。

▼受付開始日・金融機関 表の通り。

| 受付開始日 | 金融機関   |
|-------|--|
| 4月1日  | 足利銀行、みずほ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、山形銀行、東邦銀行、群馬銀行、常陽銀行、筑波銀行、大東銀行、栃木銀行、東日本銀行、中央労働金庫、宇都宮農業協同組合、ゆうちょ銀行、Pay Pay 銀行 |
| 4月2日  | 栃木信用金庫、鹿沼相互信用金庫、烏山信用金庫   |

▼申込方法 市庁からオンラインで申し込み。  
 ▼その他 詳しくは、各問い合わせ先へお問い合わせください。

☎①～④納税課 ☎(632) 2189⑤保険年金課 ☎(632) 2330⑥保険年金課 ☎(632) 2307⑦高齢福祉課 ☎(632) 2909⑧保育課 ☎(632) 2322⑨子ども政策課 ☎(632) 2389⑩生活安心課 ☎(632) 2819⑪⑫住宅政策課 ☎(632) 2555⑬教育企画課 ☎(632) 2705⑭上下水道局お客さま受付センター ☎(633) 1300

産業

**1013754**  
**保育課業務送付用封筒の  
 有料広告を募集します**

▼掲出場所 窓付き封筒の裏面。

▼募集枠 1枠。

▼規格 A4版Ⅱ縦70mm×横170mm、1色刷り。

▼印刷枚数 約8万1000枚。

▼最低入札価格(税込) 1枠8万9100円。

▼申込期限 5月10日(必着)。  
 ▼申込方法 保育課(市役所2階)に置いてある申込書(市庁からも取り出し可)に必要事項を書き、

見積書・広告の原稿・会社概要(法人の場合)を添えて、直接または郵送(簡易書留)で、〒320-8540市役所保育課 ☎(632) 2393へ。

**4月から事業者の  
 「合理的配慮の提供」が、  
 義務化されました**

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から事業者の「合理的配慮の提供」が、義務化されました。

「合理的配慮の提供」とは、障がいのある人から「社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、事業者や行

政機関などが、負担が重すぎない範囲で、車いすの利用者をスロープで補助するなど、必要かつ合理的な対応を行うことです。

「合理的配慮の提供」に当たっては、障がいのある人と事業者が、共に対案を検討することが重要です。

詳しくは、内閣府URLをご覧ください。障がい福祉課 ☎(632) 2673へ。

### マンション管理 フォーラム・無料相談会

▼日時 4月13日(土)午後1時30分～4時

▼会場 市文化会館(明保野町)。

▼内容 大規模修繕の進め方などについて、マンション管理組合役員などで、マンション管理に関心と問題意識を持っている人による意見交換を兼ねた交流会や、マンション管理士による個別相談。

問県マンション管理士会 ☎090(6791)9905、住宅政策課 ☎(632) 2552

### 小規模工事等契約希望者 登録名簿の登録申請を 随時受け付けます

▼登録期間 令和6・7年度。

▼対象者 入札参加有資格者名簿(建設工事)に登録されていない事業者で、小規模な工事や修繕などの受注・施工を希望する事業者。

▼受付期限 令和7年12月15日(消印有効)。

▼申込方法 契約課(市役所5階)に置いてある申請書(市印からも取り出し可)に必要な事項を書き、直接または郵送で、〒320-8540市役所契約課へ。

▼その他 登録要件など、詳しくは、市印または契約課に置いてある登録案内(市印からも閲覧可)をご覧ください。

問契約課 ☎(632) 2165

### 農作物の作付状況の 現地確認を実施しています

農業者に対する交付金を適正に交付するため、市農業再生協議会で、対象となる農作物の作付状況の現地確認を実施しています。

「現地確認中」と表記した黄色の腕章を着用した担当者が、宅地などに隣接した農地に立ち入る場合もありますので、ご理解ご協力をお願いします。

▼実施期間 通年。

▼実施場所 市内全域の農地。

▼その他 作付面積をメジャーで

計測したり、農地や農作物の写真撮影したりすることがあります。

問農林生産流通課 ☎(632) 2458

### 危険物取扱者試験と 講習会を実施します

1 危険物取扱者試験

▼試験日時 6月9日(日)午前9時～。

▼会場 作新学院高等学校(一の沢1丁目)。

▼試験の種類 甲種、乙種第1、6類、丙種。

▼試験手数料 甲種Ⅱ 6600円、乙種Ⅱ 4600円、丙種Ⅱ 3700円。

▼申請期間 4月8～19日。

▼準備講習会(模擬試験あり)

▼日時 ①5月18日(土) ②5月21日(火)、午前9時40分。

▼会場 ①清原工業団地管理センター(清原工業団地) ②東消防署(中今泉5丁目)。

▼費用 7700円(受講料)。宇都宮危険物保安協会会員事業所は補助金の申請が可能です。

▼その他 申込方法など、詳しくは、各問い合わせ先へ。

問1 消防試験研究センター ☎(624) 1022 問2 県危険物保安協会 ☎(622) 0438、消防局予防課 ☎(625) 5507

### 事業者向け!

### 給電性能を備えたEV、BEMSの 導入に係る費用を補助

問環境創造課 ☎(632) 2403

本市の事業者における脱炭素化を促進するとともに、エネルギー消費量の「見える化」によるエネルギー消費量の削減に寄与することを目的に、中小企業等に対して、給電性能を備えたEV、BEMS(ビル・エネルギー管理システム)の導入に係る費用の一部を補助します。

#### ■要件

環境マネジメントに係る認証や脱炭素経営に係る認定を受け、運用していること。

▼例 ISO14001認証、エコアクション21、ECOうつのみや21、中小企業向けSBT認定、エコキパー事業所認定など。

■受付開始 5月13日。

■補助対象機器・補助額 下の表の通り。

| 補助対象機器     | 補助額                 |
|------------|---------------------|
| 給電性能を備えたEV | 20万円/件(上限5台)        |
| BEMS       | 補助対象経費の2分の1(上限50万円) |

■補助対象者 令和6年4月1日～令和7年3月31日に対象機器の導入に係る契約を締結する中小企業者など。

■その他 国や県の補助と併用も可能です。詳しくは、市印をご覧ください。